

## ～ 巻頭言 ～



### 国際協力部について思うこと

法務省法務総合研究所

国際協力部長

阪井 光平

法務省法務総合研究所国際協力部は平成13年4月に設置され、同年12月に大阪市福島区福島の新たに完成した「大阪中之島合同庁舎」に移転した。私は、平成14年4月に大阪地方検察庁に異動し、以後2年間、同庁で勤務した。といっても、大阪地方検察庁で検察官として捜査等に従事していたのであり、国際協力部とは縁がなかった。本年7月に国際協力部長を拝命し、平成16年3月以来の中之島合同庁舎勤務となったが、同庁舎周辺の景観が一変していることに驚いた。庁舎西隣には高層マンションとレストラン・スーパーマーケット等が入る商業施設が建っており、更にはその西隣には朝日放送が移転してきていた。堂島川の対岸には、新しく立てられた瀟洒なビルが並び、京阪電鉄中之島線も開通して、「渡辺橋」が最寄り駅となっていた。

国際協力部長就任に際し、法整備支援に携わる者のバイブルともいえる元法務大臣、東京大学名誉教授の故三ヶ月章先生の著書「法学入門」を再度熟読した。そして、国際協力部報である「ICD NEWS」第3号（平成14年5月）に三ヶ月先生が寄せられた巻頭言「法律家の叢智結集の新たな場」を読み、次の一節に強い感銘を受けた。いささか長くなるが引用する。

「アジア各国に対する法整備支援・協力ということは、これまで蝸壺の中に閉じこもりがちであった日本の法律家にとっては、全く新しい課題であり、経験である。とはいいながら、上述したアジア諸国の熱気に満ちた視線を浴びつつわが国でもその組織化の努力が、量においても質においても、目覚ましい勢いで広がりつつあるのは事実であり、特にその中であって、昨年暮れから大阪の中心部に立派な拠点を持つに至った『法務総合研究所国際協力部』の新設ということは、この日本の新しい国際的課題に国を挙げて取り組むということ鮮明にしたものとして特記されなければならない。」「アジア諸国に先だって、全く独力で、フランス法・ドイツ法・英米法、という世界の法制度の三大潮流を自らの栄養として取

り込んだ日本の法律制度と法学は、かくて、漸く外に向かって自らの体験を語りかけるべき時を迎えたのである。」

法務省は、平成6年のベトナムに対する支援から法整備支援活動に本格的に取り組み始め、国際協力部が設立された平成13年4月の時点では、支援対象国は、カンボジア、ラオスに広がり、ベトナムには長期専門家として検事を既に派遣していた。以後、国際協力機構（JICA）と協働しつつ、支援対象国は更に拡大し、平成27年11月現在で、法務省は、ベトナム、カンボジア、ラオスそしてミャンマーに裁判官出身者を含む合計7名の検事を長期専門家として派遣し、さらに、本年度中にインドネシアに裁判官出身者を含む2名の検事を派遣する予定である。国際協力部で内勤する部長以下の職員で、これら長期専門家の活動を国内からバックアップしている。

このように量的に拡大した国際協力部は、三ヶ月先生が熱く期待されたような日本の法整備支援の拠点としての実質を備え、十分に機能しているか。国際協力部が設立された後、大阪に拠点を移すまでの間の平成13年9月に浦安市の法務省浦安総合センターで開催された第3回法整備支援連絡会において、当時の尾崎道明国際協力部長は、法整備支援活動を行うに当たり対処すべき課題として、①対象国との間の「言葉の壁」を乗り越えること、②支援に当たる人材の発掘・育成を行い、支援関係者相互の連絡・協調を図ること、③支援に当たる外国・国際機関と連絡協調を行うことの3点を挙げられた。これまでの国際協力部の活動の中で、これらの課題は克服されてきたか、私の思うところを述べる。

①の言葉の壁については、日本の検事や裁判官に、先に掲げた対象国の言語を、英語と同様に継続的に学習してきた者がいることを望むのは難しい。そして、国際協力部に教官として異動し、対象国に派遣するまでの間にそのようなレベルに達することを望むのも酷に失する。しかしながら、国際協力部の教官は、担当する国に対する本邦研修の実施や、現地セミナーへの参加等、極めて多忙な日常の中で、派遣予定国の言語を工夫して学習しており、赴任後もその努力を継続している。現地での外国人によるスピーチコンテストで優秀な成績を収める者もあり、日常生活には不自由しない程度の語学力は習得している。英語については、長期専門家はすべて相当程度の語学力を有しており、高度な内容の文献を読むこと、執務に必要な事項を英語で表現するに十分なレベルに達している。口頭表現力も高く、共に海外出張に行くたびに、派遣前の教官が、様々な局面でしっかり英語で会話しているのを横で見ているのを頼もしく思うところである。しかしながら、現地語を一定程度使用できるとしても、法的概念を

きちんと理解し合えるほど使えるかといえ、残念ながら否定せざるを得ない。英語を使用するとしても、対象国の担当者が十分な英語力を有するとは限らない。このような困難を克服するためには、優秀な通訳が必要となる。国際協力部は、これまでの現地及び日本における様々な支援活動を進める中、日本語と現地語に通じ、法律の知識も豊富な通訳を相当数確保している。もちろん、通訳については、支援活動が量的に拡大するにつれ、新たな人材を絶えず発掘する努力が必要であるが、それについても、現地と日本の双方において、大学等と連携しつつ対処しているところである。言葉の壁の課題は、克服されつつあるといえる。

②の人材発掘・育成と支援機関との連絡・協調体制の構築についてはどうか。法務省の法整備支援は、活動を本格化させた平成6年当時、そして国際協力部が設立された平成13年当時と比べると、現在においてはその知名度は格段に高くなっている。検事の国際分野における仕事として、若手検事に対する研修の場で法整備支援についての講義がなされている。対象国に派遣された経験を持つ検事の数が増えており、それらの者が帰任後経験談を周囲の検事又は裁判官に伝える機会も増えている。専門官として国際協力部に勤務する事務官は、法務省の検察、民事部門そして矯正を母体としているが、国際協力専門官を経験した者もそれぞれの母体に戻った後、自らの極めて有用な経験を多くの同僚に語っている。もとより、法整備支援活動は法務省のみが行っているわけではなく、大学や法科大学院でも法整備支援に関する講座が開かれており、今や法整備支援は、法科大学院生や司法修習生にもよく知られているのであって、法整備支援をしたいがために検事に任官したいという者さえいる。検事のキャリアパスにおいて、国際協力部勤務となるのは、早くても任官後7年程度経過後であるが、国際協力部勤務を希望する検事は増加しており、その希望の度合いも海外勤務が想定されることから、相当強いものである。国際協力部勤務がかなった者は、強いモチベーションを持っているのであり、そのことは、海外に派遣されることはないにせよ、専門官においても当てはまる。国際協力部では、「人材育成研修」として、検事のみならず、広く法務省の職員を対象に対象国にまで赴いて法整備支援を体験させる研修を実施しているが、この研修も法整備支援の適任者を発掘する大きなツールとなっている。このように、国際協力部内部では人材の発掘・育成については、ふさわしい体制が構築されているといえる。しかし、人材の発掘・育成は、国際協力部に有為な人材を配置するだけでは十分ではない。対象国の人を招いての本邦研修、対象国での現地セミナーでの講師、長期専門家を支えるアドバイザー等として、研究者、弁護士の方々、現役の裁判官、検察官の方々の協力は不可欠であり、各国の法制に豊富な

知見を有する方，各国が必要とする事柄について日本の制度等を的確に説明できる方を確保しておく必要がある。この点については，本邦研修・現地セミナー等を重ねることにより，概ね人材の確保はできているといえよう。ただし，人の確保は，長期専門家や教官の個人的人脈に負うところが大きく，教官相互間の口コミで伝わっている面が否定できない。人と人とのつながりは重要であることは否定しないが，対象国に関わる人々，たとえばその国の法制を研究している人，その国の社会状況・政治状況等を研究している人，その国の司法関係者と強いつながりを有する人等を積極的に把握し，データベース化するなどの工夫が必要である。

国際協力部の国内の他の支援機関との連絡・協調体制はどうかという点，これに対しては残念ながら十分であるとはいえず，改善の余地がある。わが国における法整備支援の主な演じ手は，国際協力部のほかに，JICA，大学そして弁護士等が想定される。研究者及び弁護士の中には，法務省が関わるより以前から法整備支援に携わっておられる方が相当数おられる。このような方々の地道な活動を礎として日本の法整備支援は現在の「活況」を呈しているものであり，その献身的な努力には頭が下がる。さらに，前述のとおり，法整備支援が学生に浸透するにつれ，法整備支援の世界に入る若手弁護士は増えており，研究者について同じことがいえる。当然のことではあるが，国際協力部が対象国で自発的に法整備支援活動を行う弁護士や研究者の方々の行動を制約する意図は毛頭ない。しかしながら，JICA が政府開発援助の枠組みで行う法整備支援のプロジェクトに国際協力部が深く関わっている以上，国際協力部に求められるのは，その国に対する法整備支援の拠点になることであり，少なくとも日本の誰がどのような法整備支援をその国に対して行っているのか，情報を十分に把握しておくことが必要である。その上で，支援や協力が無駄に重複したり，方針が相反しないように調整しなければ，プロジェクトの効果的な実行はおぼつかないし，他の法整備支援の演じ手の努力も徒労に終わってしまう。他の支援者がその国で具体的にどのようなことをしているのか，残念ながら国際協力部は，完全には把握できていない状況にある。演じ手相互間の調整を行う場として設けられたのが前述の法整備支援連絡会にはほかならず，平成14年度からは年に1回，大阪中之島合同庁舎で盛大に開催されている。この連絡会は，日本の法整備支援の演じ手の一大イベントであり，その啓発的效果は計り知れないものがある。しかしながら，わずか1日，せいぜい前日のワークショップを含めた2日で，十分な情報交換はなしえない。今後は，この連絡会以外に，国別法整備支援協議会なるものを立ち上げて，対象国ごとに，その国の法整備支援に関わる者が一同に会して，実質的な情報交換を行う場を設けることも考えられよう。

もう一つ，法整備支援による日本側の利益の受け手と想定される，現地で活動する

企業等の意見にも更に耳を傾ける必要があろう。JICA が法整備支援のプロジェクトを立ち上げるに当たっては、日本貿易振興機構（JETRO）等を通じて、進出企業等の意見が吸い上げられている。法律の起草支援や司法関係の人材育成等の支援を行うに際しては、原理原則を貫く厳格な姿勢は当然求められるところであるが、利益の受け手のニーズを直接聞いて、日々の支援活動に活かす姿勢もまた必要であり、それをどこでどのようにするのかは一考の余地はあるが、法整備支援連絡会にそのような観点からのプログラムを加えるなど、工夫を重ねなければならないと考える。

人材発掘・育成と支援機関との連絡・協調体制の構築については、前者に関しては概ね順調に対処されており、後者についてはなお改善の余地があると思われる。

③の支援に当たる外国・国際機関と連絡協調については、各対象国に派遣された長期専門家がその国に対して支援の行っている他のドナー国や機関に関する情報を収集した上で、個別に当該国・機関と協議したり、ドナー間会議に参加したりして連絡・協調体制を築いている。対象国にはいわゆる旧宗主国の存在等、他のドナー国や機関との間に微妙な問題が存在する。他のドナーの存在と活動状況については、プロジェクト開始時に JICA が調査し、また、対象国と十分協議して重複が起らないように配慮されている。プロジェクト開始後は、前述のとおり現地の長期専門家がドナー間会議に参加して、情報を収集している。他のドナーとのあつれきにより日本の法整備支援がそごをきたしているという状況は認められないといえようが、この問題については、国際協力部が更に積極的に検討していく必要は認められよう。

以上尾崎初代部長が指摘された点の充足状況を検討したが、全体的に見れば、この間の国際協力部の活動は、手前味噌になるが、十分に国民の期待に応えるものであり、改善の余地はあるものの、国際協力部は、日本の法整備支援の拠点としてよく機能していると考えている。その源泉は、もちろん国際協力部でこれまで働いてきた人、そして現在国際協力部で働く人である。とりわけ、対象国に長期専門家として派遣された人々の献身的な活動ぶりは特筆に値する。これは何も法務省から派遣される人に限らず、JICA から派遣される弁護士等の方々にも当然いえることである。私自身、外務省に出向し、在フランス日本大使館で勤務した経験がある。いわずと知れた先進国であり、パリ市内では公共交通機関は東京よりも発達しているといつて過言でない。自動車も自らそして家族が運転することができ、フランス国内はおろか、ヨーロッパ各国に移動できる。それでも、海外での生活には多くの苦労があった。長期専門家が派遣される国々では、公共交通は十分に発達しておらず、激しい渋滞と日本では想像

もできない運転マナーもあって、自ら車両を運転することはほぼ不可能である。治安面の問題もあって、対象国内での日常的な移動も不自由であり、随伴する家族も日本に比べると困難な生活を強いられる。海外で生活する以上、そんなことは当然である、外交官や企業の海外駐在員はそのようなことを当たり前のこととして受け入れているといわれればそれまでであるが、本来日本を拠点として活動することが想定されている日本の法曹が、自らの意思で途上国に出向いて、その国のために、そしてその国と関わる日本人のために献身的に働く姿には強い感銘を受けざるをえない。

国内においても、国際協力部の教官と専門官は、本邦研修の実施、現地セミナーへの協力等様々な局面で工夫を凝らした仕事をしている。

本年7月に国際協力部長に就任して以来、日本国内における法整備支援活動の状況について、そして、対象国での支援状況について、観察と検討を続けてきたが、日本における法整備支援の「伝統」とそれに関わってきた人々、関わっている人々の熱い思いを肌で感じている。ベトナムでは、日本の支援によって新たに建設されたハノイの空港のターミナルビルを経て、やはり日本の支援によって建設された日越友好橋とも呼ばれているニヤッタン橋を渡って市内に入った。市内では、JICAの法整備支援プロジェクトを現地で進める長期専門家達と交わり、各カウンターパートが参加する合同調整委員会（JCC）に出席し、各カウンターパートを訪れ、首脳と会談した。同国において長い伝統のある日本の法整備支援は、着実に成果が現れている、日本の支援によって、ニヤッタン橋に劣らない「法の橋」が架かりつつあると感じた。他方で、別の国では、時を同じくして日本に帰国しようとしていた日本人が、現地の警察官に、商用で来ているのであれば証明書を呈示せよと求められ、挙げ句の果てに日本円にして約5万円相当の現地通貨を脅されるようにして取られたという話を聞いた。法整備支援の効果がその国に行き渡るには、本当に長い年月がかかるのだと思い、法整備支援においては、プロジェクト期間内の具体的な成果と、長期にわたる効果の実現のバランスを常に考慮しなければならないことを痛感した。

本年は、法務省が長期専門家を派遣している国々がすべて加入しているASEAN（東南アジア諸国連合）の経済共同体が発足し、これらの国々と日本との関係はますます緊密化することとなる。法整備支援への期待はますます高まっていることを実感している。日本における法整備支援の演じ手も増加している中、法整備支援もオールジャパンで取り組む必要がある。「私がしている法整備支援」ではなく「私もしている法整備支援」という視点が必要であり、国際協力部が日本の法整備支援の拠点として、更に確固たる地位を確立することができるように、日常の活動をルーティーン化させ

ることなく、創意工夫を凝らし、当部の柴田紀子前副部長が常に口にしているように「法整備支援に対して愛をもって」、職員一同、長期専門家と共に、そして、日本において法整備支援に携わる全ての人々と共に頑張っていきたいと思う。関係者の方々の一層のご支援とご協力をお願いする次第である。